

2025年4月15日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 様

「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会
実行委員長 角田 政志

福島原子力発電所の安全かつ着実な廃炉を求める要請書

東京電力福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉に向けて、様々な困難を克服しながらも日々取り組んでおられることに敬意を表します。

私たち「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会は、3月15日に「2025 原発のない福島を！県民大集会」を開催し、原発事故から14年経過した福島の現状は、「原発事故はまだまだ終わっていない」こと、そして廃炉及び被災者の生活再建にはたくさんの課題があることを参加者とともに確認しました。東京電力におかれましては、引き続き、最後まで生活再建・生活復興に関する生活支援を続けていただきたいと強く要望します。

国のエネルギー政策が、「原発の依存度を可能な限り低減させる」方針から「既設の原子炉を最大限活用する」という方針に大転換しました。「原発の依存度を可能な限り低減させる」方針は、福島原発事故の教訓から、2014年のエネルギー基本計画改定時に盛り込まれたもので、わずか10年で消されてしまいました。人々が被った甚大な被害の実相を忘れず、「二度と福島の悲劇を繰り返すことがない」ということを踏まえれば、原発事故当時の状況に立ち返り、「原発依存度を可能な限り低減する」方針を堅持することが私たちの強い思いです。とりわけ、東京電力に対しては、柏崎刈羽原発の再稼働を進めるのではなく、福島第一原発の安全かつ着実な廃炉に全力を注ぐことを強く要望します。

現在、中間貯蔵施設に保管されている除染土の処分問題がクローズアップされています。この汚染土は、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する」と法律で決められています。この除染土の県外での再利用及び最終処分については、現在、国主導で進めるという動きになってきました。しかし、ただ単に中間貯蔵施設から運び出し処分すればよいという問題ではありません。

「ALPS処理水の海洋放出」でも国及び東京電力は、人々に様々な分断を生じさせました。この除染土の再利用及び最終処分についても、分断が生じる危険性があります。分断を生じさせないために、どうすることがベストなのかも考えていかなければならない重要な課題です。

そもそも、除染土の処分については、原発事故がなければ起こらなかった問題であり、東京電力は、国の方針に任せるのではなく、事故責任を明確に踏まえ、除染土を東京電力の保有する敷地での保管を含めた対応を示していただきたいと思います。

廃炉作業には、危険な状況が常に存在し、極めて困難な課題を抱えています。実際、頻繁に事故及びトラブルが発生しています。廃炉においては「安全」を過信せず、緊張感を持ち、県民生活への様々な不安やリスクを限りなく低減できるよう、一層のご努力をお願いいたします。

以上の趣旨から、次の事項について、要請いたします。

【 要 請 事 項 】

1. 福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の安全かつ着実な廃炉を求めること。
 - ① 福島第一原発及び第二原発の安全かつ着実な廃炉に関して、県民の不安や生活上のリスクを解消するように努めること。
 - ② 廃炉完了まで原発事故を起こした責任を忘れることなく、事故やトラブルの未然防止に努めること。
 - ③ 廃炉作業に携わる作業員の健康・安全確保についてもリスクを低減するよう、改善・対策を講ずること。
 - ④ 廃炉作業の安全性をより高めるためにも、下請け業者に対する作業手順や安全確保についての徹底を図ること。合わせて、下請け多重構造についての改善と透明性の確保を進めること。
 - ⑤ 今後の廃炉作業の工程に関しては、スケジュール優先ではなく、現状と現実を十分に踏まえた廃炉工程を示すこと。
「廃止措置（廃炉）」の定義を明確にし、中長期ロードマップの見直しを行うこと。
 - ⑥ 「ALPS 処理水」の海洋放出については中止し再検討すること。陸上保管の継続、トリチウムの除去の技術開発など安全な処理方法の確立に努めること。
当面、年度初めには、海洋放出計画について、漁業関係者をはじめとする生産者及び県民・消費者等に対する丁寧な説明を行うこと。また、海洋放出に関するトラブル・事故等が発生した場合には、原因の解明と再発防止対策について県民に説明し、その間は、海洋放出を止めること。
2. 除染土の再利用及び県外最終処分については、そもそも、原発事故がなければ起こらなかった問題であり、東京電力は、国の方針に任せるのではなく、事故責任を明確に踏まえ、法律事項を遵守しつつ、除染土を東京電力の保有する敷地での保管を含めた対策・対応等を講じること。
3. 原発事故からの復興については、被災した地域住民の生活再建及び健康と暮らしが取り残されないように今後も十分配慮し、必要な支援を継続すること。
4. 県民（福島県以外の住民も含む）に与えた甚大な被害の実相を忘れず、二度と福島の悲劇を繰り返すことがないことを踏まえ、福島原発事故の反省と教訓を再認識し、安全かつ着実な廃炉に全力をあげること。
福島第一原発事故をおこした当事者として、柏崎刈羽原発の再稼働をしないこと。